

13 ゴルフ場利用税

ア 課税状況

	施設数	特別徴収義務者数	利用人員				調定額
			非課税利用人員	課税利用人員			
				特例適用人員	通常利用人員		
		人	人	人	人	人	円
18ホールを超えるもの	3	3	105,316	18,128	3,932	83,256	58,567,300
18ホール	11	10	192,467	31,438	20,610	140,419	87,569,100
18ホール未満	-	-	-	-	-	-	-
9ホールを超えるもの	-	-	-	-	-	-	-
9ホール	3	3	30,326	10,346	136	19,844	7,964,800
計	17	16	328,109	59,912	24,678	243,519	154,101,200

注 1 この調は、平成29年度において課税したものについて作成した。

2 「施設数」及び「特別徴収義務者数」は平成30年2月末日現在の数である。

3 「利用人員」は、平成29年3月1日から平成30年2月末日までの間の延べ数である。

4 「非課税利用人員」及び「課税利用人員」は、「利用人員」の内数である。

5 「特例適用人員」とは、条例に規定されている特例により税率が2分の1となった利用人員である。

イ 年度別調定額等の推移

	施設数	特別徴収義務者数	利用人員				調定額
			非課税利用人員	課税利用人員			
				特例適用人員	通常利用人員		
		人	人	人	人	人	円
平成25年度	20	18	344,118	48,760	16,289	279,069	178,119,550
平成26年度	19	17	357,543	54,366	21,267	281,910	173,382,850
平成27年度	18	16	374,899	59,750	24,246	290,903	181,015,850
平成28年度	17	15	357,857	58,283	26,417	273,157	171,474,500

注 各年度の「計」の数値である。

ウ 市町村別施設数

市町村名	施設数
大館市	1
北秋田市	2
八峰町	1
三種町	1
秋田市	7
男鹿市	1
大仙市	3
横手市	1
計	17

注 平成29年4月1日現在のゴルフ場所在市町村とゴルフ場数である。